

(変更の承認又は届出)  
**第四條** 第二條の指定を受けた学校養成施設(以下「指定学校養成施設」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。  
 2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。  
 (報告)

**第五條** 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。  
 (報告の徴収及び指示)

**第六條** 主務大臣は、指定学校養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。  
 2 主務大臣は、第二條に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。  
 (指定の取消)

**第七條** 主務大臣は、指定学校養成施設が第一條に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があったときは、その指定を取り消すことができる。  
 (指定取消の申請)

**第八條** 指定学校養成施設について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。  
 (国の設置する学校養成施設の特例)

**第九條** 国の設置する学校養成施設に係る第三條から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三條	設置者	所管大臣
第四條第一項	設置者	所管大臣
第四條第二項	設置者	所管大臣
第五條	設置者	所管大臣
第六條第一項	設置者又は長	所管大臣

**第六條第二項** 設置者又は長

**第七條** 第二條に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき

**第八條** 申請書

**第九條** 申請書

**第十條** 主務省令への委任

**第十一條** 主務大臣

**第十二條** 主務大臣

**第十三條** 主務大臣

**第十四條** 主務大臣

**第十五條** 主務大臣

第六條第二項	設置者又は長	所管大臣
第七條	指示	勸告
第八條	申請書	申請
第九條	申請書	申請
第十條	申請書	申請
第十一條	申請書	申請
第十二條	申請書	申請
第十三條	申請書	申請
第十四條	申請書	申請
第十五條	申請書	申請

**第一條** 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(以下「法」という。)第十二条第三項の政令で定める者は、准看護婦若しくは准看護士又は看護婦等確保推進者を置かなければならない病院において業務に従事する者のうち都道府県知事が看護婦等の確保に関し必要な知識経験を有し、かつ、適当な者であると認定したものとす。  
 (地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置) 第二項を次のように改正する。  
**第七十八條** 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令(平成六年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。  
 第一号中「第十九条第三項」を「第十九条第二項」に改め、第二号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「第四条第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を削り、第四号中「第九条の二」を「第九条の二第一項」に改める。  
**第二條** 主務省令で定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校養成施設の指定に關して必要な事項は、主務省令で定める。  
 (主務大臣等)  
**第三條** この政令における主務大臣は、法第十二條の規定による学校の指定に関する事項については文部大臣とし、同條の規定による柔道整復師養成施設の指定に関する事項については厚生大臣とする。  
 2 この政令における主務省令は、文部省令・厚生省令とする。  
 本則に次の一条を加える。  
**第十四條** (事務の区分)  
**第十三條** 第三條から第五條まで及び第八條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。  
**第十四條** (産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令の一部改正)  
**第七十六條** 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令(平成四年政令第三百四十四号)の一部を次のように改正する。  
**第三條** 中「国の機関としての」を削る。  
**第三條** 中「人材確保の促進に関する法律施行令の一部改正」  
**第七十七條** 看護婦等の人材確保の促進に関する法律施行令(平成四年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「看護婦等の人材確保の促進に関する法律(以下「法」という。)」を「法」に改め、本則を第二條とし、同條に見出しとして「法の適用に関する特例」を付し、同條の前に次の一条を加える。  
 (看護婦等確保推進者の要件)  
**第一條** 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(以下「法」という。)第十二条第三項の政令で定める者は、准看護婦若しくは准看護士又は看護婦等確保推進者を置かなければならない病院において業務に従事する者のうち都道府県知事が看護婦等の確保に関し必要な知識経験を有し、かつ、適当な者であると認定したものとす。  
 (地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置) 第二項を次のように改正する。  
**第七十八條** 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令(平成六年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。  
 第一号中「第十九条第三項」を「第十九条第二項」に改め、第二号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「第四条第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を削り、第四号中「第九条の二」を「第九条の二第一項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)  
第七十九条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成六年政令第三百四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十二条中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」に改める。  
(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正)  
第八十条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成七年政令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条」の下に「第十一条の二」を加える。  
第十一条の次に次の一条を加える。

(認定の申請)  
第十一条の二 法第十一条第一項の規定による厚生大臣の認定を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、その居住地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に申請書を提出しなければならない。

2 厚生大臣は、前項の申請書を提出した者につき法第十一条第一項の規定による認定をしたときは、その者の居住地の都道府県知事を経由して、認定書を交付するものとする。

(医療機関の指定)  
第十二条の二 法第十二条第一項の規定による厚生大臣の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者(国を除く)は、厚生省令で定める事項を記載した申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出しなければならない。

2 法第十二条第一項の規定による厚生大臣の指定を受けようとする前条第一項各号に掲げる事業者(以下「指定訪問看護事業者等」という)であつて国以外のものは、厚生省令で定める事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護事業所(当該指定訪問看護事業者等が当該指定に係る事業を行う事業所をいう。以下同じ)の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出しなければならない。

(届出)  
第十二条の三 法第十二条第一項の規定による厚生大臣の指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という)の開設者(国を除く。以下同じ)は、当該医療機関がその名称を変更したとき、その業務の全部又は一部を休止したときその他の厚生省令で定める事項に該当するに至つたときは、その事項及び年月日を、その所在地(当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護事業所の所在地。次条において同じ)の都道府県知事を経由して、速やかに、厚生大臣に届け出なければならない。

(指定辞退の申出)  
第十二条の四 法第十二条第二項の規定により指定を辞退しようとする指定医療機関の開設者は、その旨を、その所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に申し出なければならない。

第十三条の次に次の二条を加える。  
(被爆者一般疾病医療機関の指定)  
第十三条の二 法第十九条第一項の規定による都道府県知事の指定を受けようとする病院若しくは診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者等は、厚生省令で定める事項を記載した申請書を、その所在地(指定訪問看護事業者等にあつては、当該申請に係る訪問看護事業所の所在地)の都道府県知事に提出しなければならない。

(準用)  
第十三条の三 第十二条の三及び第十二条の四の規定は、法第十九条第一項の規定による都道府県知事の指定を受けた医療機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十二条の三	第十二条の四
開設者(国を除く。以下同じ)。	開設者
その所在地(当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護事業所の所在地。次条において同じ)の都道府県知事を経由して、速やかに、厚生大臣	速やかに、その所在地(当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護事業所の所在地。次条において同じ)の都道府県知事

第十二条の三	第十二条の四
開設者(国を除く。以下同じ)。	都道府県知事
その所在地(当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護事業所の所在地。次条において同じ)の都道府県知事を経由して、速やかに、厚生大臣	都道府県知事

第十九条の見出しを「都道府県等が処理する事務」に改め、同条第一項中「は、都道府県知事に委任し」を「に属する事務は、都道府県知事が行うこととし」に、「に委任する」を「(以下この項において「都道府県知事等」という)が行うこととする」に改め、同項に後段として次のように加える。  
この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生大臣に関する規定は、都道府県知事等に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

第十九条第二項中「権限」の下に「に属する事務」を加え、「行使する」を「行う」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(事務の区分)  
第二十条 第二條、第三條第一項及び第二項、第四條、第十一條の二、第十二條の二、第十三條の二並びに第十二條の四(これらの規定を第十三條の三において準用する場合を含む)、第十三條の二並びに前条第一項の規定により都道府県並びに広島市及び長崎市が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)  
第八十一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一項を加える。  
3 第一項の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、厚生省令の定めるところにより、住所地(日本国内に住所がないときは、日本国内における最後の住所地。以下同じ)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)を経由して管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長に申し出なければならない。

第二條第一項中「都道府県知事に申し出て」を「住所地の市町村長を経由して管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長に申し出ることにより」に改める。  
本則に次の一条を加える。  
(事務の区分)  
第十二條 第一條第三項及び第二條第一項の規定により市町村(特別区を含む)が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(ら)い、予防法の廃止に関する法律第六條に規定する援護に関する政令の一部改正)  
第八十二条 (ら)い、予防法の廃止に関する法律第六條に規定する援護に関する政令(平成八年政令第九十四号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。  
(事務の区分)  
第五條 第二條第二項(同条第五項において準用する場合を含む)、第六項、第七項、第九項、第十項及び第十三項並びに第三條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五條 第二條第二項(同条第五項において準用する場合を含む)、第六項、第七項、第九項、第十項及び第十三項並びに第三條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令の一部改正)

第八十三条 日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令(平成十年政令第三百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 経過的特例に関する事項」を「第三節 雑則(第三十二條の二)」に改める。

第二十一条の見出しを「事務の処理及び権限の委任に関する特例」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第一条各号及び第二条各号に掲げる事務」を「第一条の二各号に掲げる事務及び第二条第一項各号に掲げる権限」に、「同令第一条」を「同令第一条の二」に、「取り扱う」を「行う」に改め、同項を同条とする。

第三節 雑則

(権限の委任に関する特例)

第三十二條の二 協定第十七條(1)の規定によりドイツ保険者に提出された申請又は申告に係る厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第一条第一項各号に掲げる権限は、同条の規定にかかわらず、社会保険庁長官が行う。

第三十三條第一項及び第二項ただし書中「都道府県知事」を「管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」に改める。

(介護保険法施行令の一部改正)

第八十四條 介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 介護老人保健施設(第三十六條・第三十七條)」を「第四章 事業者及び施設(第三十六條・第三十七條)」に改める。

第四章 事業者及び施設

第二條の次に次の一條を加える。

(法第七條第六項の政令で定める者)

第二條の二 法第七條第六項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「訪問介護員」という。)とする。

- 一 都道府県知事の行う訪問介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事
- 二 次項の規定により都道府県知事が指定する者(以下「訪問介護員養成研修事業者」という。)の行う研修であつて厚生省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの(以下「訪問介護員養成研修」という。)

二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 訪問介護員について、厚生省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

ロ 厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。

ハ 訪問介護員養成研修事業の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従ふこと。

3 都道府県知事は、訪問介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなつたと認められるときは、当該訪問介護員養成研修事業者に係る第一項第二号の指定を取り消すことができる。

4 前三項に規定するもののほか、訪問介護員に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

第四章 事業者及び施設

第四十條の二 第三十六條の次に次の一節及び節名を加える。

第一節 指定居宅介護支援事業者

(法第七十九條第二項第二号の政令で定める者)

第三十五條の二 法第七十九條第二項第二号の政令で定める者は、厚生省令で定める要件を満たす者について都道府県知事又はその指定する者が厚生省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事又はその指定する者が厚生省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する介護支援専門員名簿に登録されている者とする。

2 都道府県知事は、前項の登録をした場合には、当該登録に係る介護支援専門員に対し、介護支援専門員登録証明書(以下「登録証明書」という。)を作成し、これを当該介護支援専門員に交付しなければならない。

3 登録証明書を交付した都道府県知事は、第一項に規定する者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適当でないとき、同項の介護支援専門員名簿から削除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、登録証明書の返還を求めなければならない。

一 虚偽又は不正の事実に基づいて登録証明書の交付を受けたもの

二 法の規定又は法に基づく処分違反したもの

4 第一項の介護支援専門員実務研修受講試験を行う者に係る都道府県知事の指定は、厚生省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 保健、医療又は福祉に関連する事業を行う民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的として保健、医療又は福祉に関連する事業を行う法人又は団体(第六項第一号において「公益法人等」という。)であること。

二 介護支援専門員実務研修受講試験を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 厚生省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するとき、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

ロ 厚生省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

ハ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に報告すること。

ニ 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従ふこと。

5 都道府県知事は、介護支援専門員実務研修受講試験を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくなつたと認められるときは、当該介護支援専門員実務研修受講試験を行う者に係る第一項の指定を取り消すことができる。

6 第一項の介護支援専門員実務研修を行う者に係る都道府県知事の指定は、厚生省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 公益法人等であること。

二 介護支援専門員実務研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 厚生省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するとき、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

ロ 厚生省令で定める事項を変更するとき、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

ハ 介護支援専門員について、厚生省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

ニ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 介護支援専門員実務研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

7 都道府県知事は、介護支援専門員実務研修を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくなつたと認められるときは、当該介護支援専門員実務研修を行う者に係る第一項の指定を取り消すことができる。

8 都道府県知事は、第四項及び第六項の規定による指定並びに第五項及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。

9 前各項に規定するもののほか、介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員実務研修に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第二節 介護老人保健施設

第三十六条の表第三十項の項中「前条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第二百二条」を「第二百二条第一項」に改める。

第四十四条の表第三十六項第四項、第五項及び第七項の項中「第三百三十六條第四項、第五項及び第七項」を「第三百三十六條第四項から第六項まで」に改める。

第四十五条の項中「から第七項まで」を「から第六項まで」に、「同条第四項、第五項及び第七項」を「これらの規定」に改める。

第五十四条の表第三十四條第三項の項を削る。

第五十四条の表第三十四條第四項の項中「第三百三十四條第四項」を「第三百三十四條第三項」に改め、同表第三十四條第五項の項中「第三百三十四條第五項」を「第三百三十四條第四項」に改める。

第五十六条の表第三十六條第四項、第五項及び第七項の項中「第三百三十六條第四項、第五項及び第七項」を「第三百三十六條第四項から第六項まで」に改める。

附則に次の二条を加える。

第四條 次に掲げる者は、訪問介護員養成研修の課程を修了した者とみなす。

三 この政令の施行の際現に老人居宅介護等事業（施行法第二十條の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五條の二第二項に規定する老人居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であつて、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事が前二号に掲げる者と同等の知識及び技術を有すると認められる旨の証明書の交付を受けたもの（介護支援専門員実務研修等の経過措置）

第五條 次に掲げる者は、介護支援専門員実務研修を修了している者とみなし、介護支援専門員名簿に登録するものとする。

一 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者につき、当該研修の事業を行った者から交付された当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

二 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中であり、この政令の施行後当該研修の課程を修了した者につき、当該研修の事業を行った者から交付された当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

2 第三十五條の二第二項の規定は、前項の規定により介護支援専門員名簿への登録を受けた者について準用する。

3 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修受講試験に相当するものとして都道府県知事が認める試験に合格している者は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とみなす。

附則

（施行期日）

第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第四十八條、第四十九條及び第六十九條の規定は、平成十四年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二條 この政令の施行の際現に第一條の規定による改正前の健康保険法施行令（以下この条において「旧政令」という。）第七十三條の規定により都道府県知事に対してされている旧政令第二十三條第三項若しくは第三十九條の規定による申立若しくは請求又はこの政令の施行前に旧政令第七十三條の規定により都道府県知事がした旧政令第三十九條、第四十九條、第五十四條第一項、第五十五条若しくは第七十一條の規定による指揮、認可若しくは命令は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後における第一條の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条において「新政令」という。）の適用については、それぞれ新政令第七十三條の規定により地方社会保険事務局長に対してされた新政令第二十三條第三項若しくは第三十九條の規定による申立若しくは請求又は新政令第七十三條の規定により地方社会保険事務局長がした新政令第三十九條、第四十九條、第五十四條第一項、第五十五條若しくは第七十一條の規定による指揮、認可若しくは命令とみなす。

2 この政令の施行前に旧政令第七十三條の規定により都道府県知事に対し旧政令第四十五條第一項及び第五十四條第二項の規定により届出をしなければならぬ事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、それぞれ新政令第七十三條の規定により地方社会保険事務局長に対し新政令第四十五條第一項及び第五十四條第二項の規定により届出をしなければならぬ事項についてその手続がされていないものとみなして、新政令を適用する。

（災害救助法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三條 この政令の施行前に開始した災害救助法（昭和二十二年法律第四十四号）第二條に規定する救助に係る救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項に関する都道府県知事

の定めについては、第三條の規定による改正後の災害救助法施行令第九條の二及び第十一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四條 この政令の施行前に第四條の規定による改正前の児童福祉法施行令第十五條第一項の規定によりされた建物の建築、買収又は改造（以下この条において「建物の建築等」という。）についての承認は、第四條の規定による改正後の児童福祉法施行令第十五條第一項の規定によりされた建物の建築等の同意とみなす。

二 この政令の施行の際現に訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、この政令の施行後当該研修の課程を修了し、厚生省令で定めるところにより、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの